

令和6年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程 第4号

令和6年12月11日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午後2時30分開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、陳情の審査報告を議題といたします。

初めに、陳情受理番号3、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号3、受理年月日、令和6年10月28日。

件名、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書。

陳情者の住所・氏名でございます。前橋市大手町3-1-10、教育会館内、群馬県教職員組合県央支部、支部長、石井崇。

審査結果、趣旨採択とすべきものでございます。

陳情審査報告でございます。陳情の趣旨につきましては、お手元に配付しているペーパーのとおりでございますけれども、中段の2021年の法改正によって、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば2025年に完了となると。今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であるといった趣旨でございます。

要望は、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。2つ目、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3つ目、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。4つ目、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

審査経過でございます。委員から意見を求めた結果、2名の委員から採択すべきものとする意見が

あり、2名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。

主な意見でございます。堀越委員、適切な教職員数の確保は、教員一人一人が専門性を十分に発揮するための最低条件であると考えため、採択である。

月田委員、こういった意見を出すことは私はいいことだと思う。採択である。

備前島委員、35人学級を早急に実施できない現状がある。国がどうしたらいいか根底から洗い出し、教員の給料の問題などいろいろ検討していると思うので、趣旨採択である。

浅見委員、何度も提出されている。趣旨は分かるので、趣旨採択である。

表決。採決の結果、採択すべきもの2名、趣旨採択とすべきもの2名となったため、委員長による裁決の結果、本陳情は趣旨採択とすべきものとなりました。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号4、義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 陳情の審査報告をいたします。

受理番号4、受理年月日、令和6年10月28日。

件名、義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書。

陳情者の住所・氏名、前橋市大手町3-1-10、教育会館内、群馬県教職員組合県央支部、支部長、石井崇。

審査の結果、趣旨採択とすべきもの。

陳情の趣旨につきましては、趣旨の文中にございます義務教育費国庫負担制度につきましては、2006年に国家負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたと。国庫負担率2分の1への復元など、義務教育費国庫負担制度の一層の拡充が必要であるといったものでございます。

要望事項は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を推進することです。

審査経過。委員から意見を求めた結果、2名の委員から採択すべきものとする意見があり、2名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。

なお、審査経過は以下に記載するとおりでございます。主な委員の意見、浅見委員、玉村町で抱えているこういった問題などに対し、玉村町議会として玉村町教育委員会に求めたり、一般質問したりすることは当たり前である。内容としては分かるので、趣旨採択である。

月田委員、こういったものが地方から出ているということを国に伝えることは町議会として必要なことなので、私は採択である。

堀越委員、義務教育費の国庫負担率が引き下げられ、自治体の負担が大きくなっているという話を聞いている。不登校児童が増えていたり、先生の働き方改革が行われたりする中で、学校現場は本当に疲弊しており、対策を取らなければ、教育現場が崩壊してしまうという報道もある。私は採択である。

備前島委員、子供たちの豊かな学びを保障するために財源を保障することは国の責務である。日本は世界から見ると大変高い水準にあると思うし、全国どこに住んでも一定の水準の教育は確保されている。それ以上のことを求めるので、こうした陳情がいろいろ出てくるのだと思う。趣旨は分かるので、趣旨採択である。

表決でございます。採決の結果、採択すべきもの2名、趣旨採択とすべきもの2名となったため、委員長による裁決の結果、本陳情は趣旨採択とすべきものとなりました。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 趣旨採択ということで出されているわけですが、現状を見ると、国の基準は十分満たされているというわけではないと思うのです。これからインクルーシブ教育も始まって、ますます人手というか、対応する教職員を必要としていますので、国のほうに地方のその声を届ける必要があるのではないかと思います、その点どのようにお考えになるでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君発言〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 義務教育費の国庫負担制度につきましては国家が持って、国庫負担率がかつては2分の1であったところ、2006年に3分の1に引き下げられております。国庫負担率を復元するということは、相当な財政負担を伴うというふうなことでございます。そういった地方へのしわ寄せが来ない、教育現場に混乱を来さない、また教育の充実が図られるということでは、財政的な制度の復元はもっともかと思えますけれども、趣旨は賛同いたしますけれども、大きな財政措置を伴うということで、趣旨採択というふうなことになりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

これより本陳情に対する討論を求めます。

反対ですか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 私は、趣旨採択ということではなくて、採択にすべきだと思っています。地方から中央に、今大きく国の財政基盤といいますか、その見直しが行われているところです。国の骨格を、今まで固定されてきた骨格のありようが変わろうとしている時期ですので、ぜひ地方から声を上げていく必要があると考えています。また、教育的な状況も大きく変わってきて、現在不登校児童が激増している、こういった状況の中で、教育が崩壊する危機感を私は感じています。ぜひ趣旨採択

ではなくて、採択ということで決めていただけたらというふうに思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号5、ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 陳情審査報告を申し上げます。

受理番号5番、受理年月日、令和6年11月8日。

ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書。

陳情者の住所・氏名、前橋市本町3-9-10、群馬県労働センター3階、群馬県医療労働組合連合会、中央執行委員長、出浦匠人。

審査の結果、趣旨採択とすべきものでございます。

陳情の趣旨につきましては、ケア労働者の賃金に関する大幅な増員と医療、介護施設への支援拡充を求めるというふうな内容が書かれてございますけれども、言わんとするところは、一番文章の最後でございますコロナ禍で経験した医療崩壊、介護崩壊を人員不足が原因で繰り返すことがないように、また自然災害対応や新たな感染症に備えるためにも平常時から必要な人員体制の確保が必要であり、そのために賃上げが必要であるといった内容でございます。

こういった趣旨で、2項目ほど要望してございます。1つ目、医療や介護現場で働く全てのケア労

働者の賃上げと医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、人員確保のために必要な追加支援策を実行し支援すること。2つ目、全ての医療機関と介護事業所等を対象に物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施することです。

審査経過。委員から意見を求めた結果、1名の委員から採択すべきものとする意見があり、3名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。

委員の主な意見といたしまして、浅見委員、趣旨は分かるが、趣旨採択でお願いしたい。

堀越委員、少子高齢化社会への対応の必要性や賃上げも2%程度にとどまっているところから、公平な賃金と報酬制度の見直しを行うことは必要なことだと思う。また、コロナ禍や自然災害などで医療介護現場の人員不足が危機的な状況だったことから、平常時から十分な体制を整備しておくことは大切なことであるため、採択である。

月田委員、非常にそのとおりでと思うが、今国もこういった方向で動いている。まず、国にしっかりやってもらいたいということで趣旨採択である。

備前島委員、賃上げや大幅増員に向けて国が今様々取り組んでいるところだと思うので、趣旨採択と考える。

表決。本陳情は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

◇

○日程第2 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第2、開会中における所管事務調査報告。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第3 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和6年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げ

げます。

本定例会は、12月2日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には全19議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきまして、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問においては、11名の皆様から町政各般にわたるご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは、十分尊重し、研究を重ねていきたいと考えております。

さて、今年は元日に最大震度7を観測する能登半島地震が発生し、石川県内を中心に甚大な被害をもたらしました。また、9月には奥能登豪雨が発生し、いまだに避難所生活を余儀なくされている方々があります。町としましては、これらの被災やこれまでの被害を教訓とし、町民の皆様の生命と財産を守るため、引き続き防災、減災対策に取り組んでまいります。

また、3年余りのコロナ禍を経て、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後、今年は全面的にかつての社会経済活動が回復した年でもありました。現在国においては、記録的な円安や物価高及び景気の緩やかな上昇を背景に賃上げや投資の拡大施策の展開により、成長と分配の好循環の実現、デフレからの完全脱却を目指しています。町でも国や県と連携を図りながら、引き続き町民や事業への支援に取り組むとともに、全世代に対するあらゆる施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今週から寒さが厳しくなり、これから本格的な冬の到来を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。



○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和6年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月2日に開会し、本日までの10日間にわたり、条例の一部改正や令和6年度の一般会計並びに特別会計の補正予算等の議案が慎重審議されました。また、一般質問においては11名の議員が様々な観点から町政をただすなど、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問での議員からの意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、来たるべき令和7年が玉村町にとりまして、さらなる発展する輝かしい年となることを願いますとともに、議員各位並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、これから年末に向けて健康には十分留意され、健やかな新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和6年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後2時54分閉会